

# 令和4年度 第2回千曲市教育振興審議会会議録（要約）

## 1 日 時

令和4年9月26日(月) 午前9時00分から午前11時15分

## 2 場 所

千曲市役所 301 会議室

## 3 会議日程

- 1 開会
- 2 教育長あいさつ
- 3 会長あいさつ
4. 会議事項
5. 閉会

## 4 会議事項

- (1) 令和3年度事業実績の説明及び意見・提言の聴取
- (2) その他

## 5 出席者

### ○委 員

宮崎樹夫委員、唐木文子委員、瀧澤健太委員、塚田訓好委員、亀山正明委員、坂田博委員、君島一字委員、滝沢祐子委員、田島仁委員

### ○事務局

教育長、教育部長、教育総務課長、生涯学習課長、スポーツ振興課長、文化課長、歴史文化財センター所長、第1学校給食センター所長、第2学校給食センター所長、教育総務課総務係長

## 会議事項

### (1) 令和3年度事業実績の説明及び意見・提言の聴取

#### 【教育総務課】①～②

- 教育総務課長 ー資料に基づき説明ー
- 委員 高校再編について、千曲市規模の場合は2校が妥当だとの説明がありましたが、屋代南高校の市内の生徒数と市外から来ている生徒数はわかりますか。
- 教育部長 今年の3月に市内4つの中学校の卒業生は510人で、千曲市内の高校への進学先で
- 委員 すが、屋代高校に41人、屋代南高校に29人という実績になっています。
- 教育長 情報教育センター事業について、1人1台端末で授業をすることが増えて、今後も拡大していくということが目標のようですが、パソコン中心の授業に、全ての子ども達が対応できなければならないということと、子ども達の健康の面からもあまり電子化に偏った教育が進んでいくことを心配しています。
- 委員 今現在、始めから終わりまでずっとパソコンを使い続けということはありません。この授業では使った方が、効果があるという学習を先生方が考えながら使用しています。先生方も子どもの視力低下を非常にあの気にしていますので、各学校、あるいは担任が十分気をつけてやっているのではないかと認識しています。
- 委員 情報教育センター事業について、この事業は計画からすると基本目標I施策1-1となっていて、そこから具体的な事業として実施されているが、逆に計画を見ても、情報教育センター事業という言葉はどこにも出てこない。具体的な事業として、そういう名前を付けていくということであれば、それはそれで良いと思うが、施策1-1に計画を作る段階で、この事業は想定できていなかったから、事業面として計画に書き込むことができなかったのか。あるいはわかっていたが、計画には入れなかったのか。その辺の関連性を、もう少し説明しておいた方がよろしいのではないか。
- 教育総務課長 施策1の項目1から項目3までであるが、あえて言えば、この事業は、項目3に当てはまるのではないかと思うが、その理解でよろしいか。
- 委員 二点目として、高校再編について、是非、発展させる会とともに、屋代南高校が存続してほしいと思っています。
- 委員 ただ、やや、遅いという気がします。もう少しスピード感があってもよかったのではないかと思いますので、今からでも頑張ってもらいたい。
- 委員 人口規模でいくと、屋代南高校がなくなって1校だけになると、1校当たりの人口比で、長野市、上田市、須坂市、坂城町と比較すると、とんでもなく大きくなって4倍ぐらいになってしまい、公平公正という点から見ても、極めていびつな形になると言わざるを得ない。
- 教育総務課長 情報教育センター事業ですが、元々、情報教育センター事業という今回の1人1台端末整備以前に、各教室に大型テレビなどの機器を整備する教育環境の整備事業項目が10年ほど前からありました。
- 委員 ここに来て、国の計画でGIGAスクール構想ということで、新たに情報機器の整備ということが設けられてきましたので、この情報教育センター事業の大枠の中に、GIGAスクール構想を含ませていただきました。1人1台端末も「子ども達みんなが楽しく学べる学校環境の整備」という項目の中に入れさせていただきました。
- 教育部長 高校再編につきまして、スピード感を持ってということですが、県教委の高校再編整備計画のスケジュールの中で、住民説明会が7月31日頃から始まりましたが、事務局として、市民に早く知らせなければいけないということで、

県教委に、とにかく千曲市会場の説明会を前半に行ってほしいといったお願いをいたしまして、お盆前に終えることができました。

また、人口規模については確かに1校になってしまうと、委員ご指摘のとおり、教育機会の均等といったことを強くこれから県教委ですとか、県議会にも市として何ができるのかということで、今、市長部局と検討しています。

会長（提言）

GIGA スクールに関して、情報提供も兼ねて、2024 年から英語がデジタル教科書を採用することになっています。小学校5年から中学3年まで、その後も算数・数学は、デジタル教科書を使うという方向になっていますが、ご心配な点があったように、いろいろな弊害も指摘されるようになっていきます。

例えば、休み時間に子どもがゲームをずっとしてやっているとか、そうした諸事情を勘案して、一度専門家に視察していただければどうかと思っています。

そこでお勧めしたいのは、信州大学教育学部の学部長されている「村松 浩幸先生」です。先生は、GIGA スクールの牽引を全国的にされていますので、お声掛けすると、おそらく視察をしていただけたと思います。千曲市は、%数字が非常に良いので、むしろそれを良い意味で高めていくように、サジェクション示唆をいただけるのではないかと思いますので、必要があればお声がけください。

### 【生涯学習課】③～⑤

生涯学習課長  
委員

－資料に基づき説明－

生涯学習推進事業について、私はいくつか成人講座を持ち教えていますが、コロナが起きてしまい、突然講座の中止ということがありました。私の場合はフリーランスで教えていますので、フリーランスの人には補償がありますが、ただでさえ、公民館の謝金はすごく少なく、最高のものを市民の皆さんに教えられるように、準備をしていきますが、中止になったときの補償は全くない。何らかの補償があると良いと思うがいかがか。

生涯学習課長

補償につきましては、生涯学習課の方だけでお答えしづらい部分がありますので検討させていただきたい。

ただ、コロナに関しては、国の方針、県の方針等、ウィズコロナが一層強まると考えていますので、成人期座につきましては、昨年度よりも今年度の方が開催の方向性を強めていると考えています。

会長（意見）

中止されるにしても次の持続ができるような中止の仕方が、工夫があるかと思っていますのでご検討いただきたい。

### 【文化課】⑥

文化課長

－資料に基づき説明－

この度の更埴文化会館に関わる不適切な事務処理事案は、災害復旧工事中に確認していた1階と2階のスプリンクラー設備の不具合の解消を先送りとしたまま再開館をし、何よりも安全をないがしろにしてしまいました。市民の皆様への信頼を裏切り、信用を失墜させたことは、慚愧に耐えられません。厳粛に受け止め深く反省しています。改めて、組織風土の改善に努め、市民の皆様への信頼の回復に努めてまいります。

委員

スプリンクラー設備の不具合について、再開館したのに、また休館するということが、非常にがっかりしています。

不都合な箇所を早く見つけていたけれども、市の対応が悪かったということですが、経過を教えてください。

文化課長

被災後の現場調査にあたり、浸水した部分に主眼を置いて調査し、不具合が確認された1階と2階のスプリンクラーは、直接的な浸水被害に遭っていない

委員

かったことから、被災前の定期点検では異常は無かったことを踏まえ調査対象外としていたため、工期の終盤になって不具合を確認することとなりました。その後、点検業者に点検を依頼するため複数の業者に当たりましたが、やっていただける業者が見つからず時間が経過するなかで、4月再開館に意識を傾け再開館に至ってしまい、猛省しています。

大体の経過はわかりました。

何が大事かということと、市長まで、市全体としての問題意識を何かあったときには広げる。そういうことが欠落したのではないかと思います。

【歴史文化財センター】⑦～⑨

歴史センター所長

委員

－資料に基づき説明－

名勝姨捨整備事業について、今年に長楽寺から姪石苑の間のバスのところを舗装していただき、5年越しのお願いでしたので非常にありがたかった。これもお願いしているところですが、姨捨に下から通じる道路が狭く、大型バスは一方通行にした実績もあり、道路全体に広がらなければ2ヶ所ぐらいすれ違う場所を確保して安全な運行ができるようにしていただきたい。また、姨捨駅の駐車場が少ない。大きなバスが来たときは非常に困っている。姨捨に関して「月の都ちくま」ということで認定されましたが「月の都ちくま」の中で一番は、「わがこころ慰めかねつさらしなや姨捨山にてる月をみて」という句がありますが、この句碑が姨捨にはない。他所から来たお客様が、何で姨捨が月かということが、句碑があればわかると思うので、日本遺産センターに句碑をお願いしたい。

次に、松田家資料整備事業について、非常に資料が乏しいので、それと一緒に、武水別神社の神宮寺の資料も、その資料の中に加えていただきたい。最後に、重要伝統的建造物群保存推進事業について、バスの駐車場が無く、今は、しんきんの跡地などを借りることもありますが、駐車場の整備をお願いしたい。それから建物の修復で遅れているのは、鍵に手のクランクに曲がっている杵形のところの三、四軒。魅力ある観光地にするためには、杵形の部分の協力を得て復元することが必要ではないかと思うので、お願いしたい。

歴史センター所長

姨捨整備事業に係る駐車場並びに道路改良につきましては、担当課にお繋ぎします。

先ほど申し上げましたビュースポット整備事業ですが、姨捨駅から羽尾の方へ降りてくる県道姨捨停車場線の道路改良で、今現在、蛇行している道路線形をまっすぐにするによって生まれた残地の部分をビュースポットと駐車場として整備する内容になっています。

計画の内容は、主に棚田側に普通車用の駐車場、山側を削った部分の残地にバスの駐車場を整備する計画であったと思います。まずは、道路改良に伴うビュースポットの整備に伴う道路と駐車場整備について、足りないでしょうが整備するというご理解いただきたい。

「わがこころ慰めかねつさらしなや姨捨山にてる月をみて」の歌碑ですが、これにつきましては、今現在、日本遺産推進室で検討しておりますので推移を見守っていただければと思います。

松田家の資料の保存ですが、神宮寺の関係については、かつては信州三大神宮寺の一つと言われた武水別神社の神宮寺ですので、市としてもしっかりと伝えていくつもりでいますので、しっかりと受けとめさせていただきたいと思っています。また、資料が乏しいということですが、今回の活用計画に伴い、資料について一通り目録を作る中で、主に古文書を中心とし

たものが10万点を超えるところです。まだ、全てにおいて保存が行き届いているわけではありませんが、しっかりとやって行きたいと考えています。最後に、重要伝統的建造物群保存推進事業については、駐車場が不足しているということは、歴史文化財センターとしても承知しているところです。文化庁の指導としましては、伝建地区の指定地区内にはできるだけ大きな駐車場は設けないで欲しいといった方針があるというところで、その辺のバランスの取り方で調整が難しいところではありますが、地域への駐車場の方は気を遣っていきたいと考えています。鍵の手と言われるクランクの部分ですが、稲山地区は江戸時代初期の町割りがそのまま残されて、それを今も使っているという点が非常に重要な点で、現在、観光客が立ち寄る場所は、蔵し館と漫画館以外にはあまりないというところで、来られた方が気軽に立ち寄れる、そういう場所を市内に整備したい。そういう中で、あの辺の活用は、ワークショップ等でも意見が上がってきていますので、市としてもしっかり受け止めていきたいと考えています。

委員

千曲市にはすごく良い歌がたくさんあります。信州姨捨駅や上山田だったら温泉音頭、千曲夜曲、千曲小歌などがありますが、そういうものを市でバックアップして、どこかで流したり、CDを発売したりして、観光客の人が耳にしたりするところとか、何かできないのかと思います。

それから、万葉公園には千曲川の歌碑がありますが、あまり活用されていない。ダイジェスト版みたいなCDを市でバックアップして、文化課と協力してできないものかいつも思っています。千曲市歌もあります。市民の皆様があまりにも知らなさ過ぎる。そういうところも、もう少しバックアップしていくと良いのではと思うのがいかがか。

歴史文化センター所長

私がお答えして良いかわかりませんが、かつて観光課や観光協会でCDを販売していたような気がしますが、ご意見として検討したと思いますが、おそらく検討については、かつて市歌のCDを総合政策課で扱っていたかと思しますので、総合政策課に話しかけさせていただきます。

それ以上具体的なことは申し上げられませんがよろしく願います。

【スポーツ振興課】⑩～⑫

スポーツ振興課長  
委員

—資料に基づき説明—

国民スポーツ大会について、一点目は、先日、高校総体のハンドボール大会があり、北信越の15チームが来て、ことぶきアリーナが非常に混雑していた。その大会についてスポーツ協会には連絡はないとのことだった。大きな大会があるときには事前に、指定管理者であるスポーツ協会に連絡をいただきたい。

二点目は、その大会で、トレーニングする場所が無いので、市役所の前や、こもれびテラスに大勢の高校生が溢れていた。そういったことを考えて、なぜ、戸倉体育館と分けなかったのか。

これからはいろいろな大会があると思うが、いずれにしても戸倉体育館か、ことぶきアリーナしかないのだから、その部分を考えて、国民スポーツ大会やボッチャの競技もやるとしたら考えていただきたい。

スポーツ振興課長

社会体育施設の耐震化事業について、戸倉体育館は、資料の「今後の方向性」に記載の令和4年9月から来年3月までの耐震工事ということか。始めに、国民スポーツ大会の体育館の利用についてですが、指定管理者であるスポーツ協会としっかりと連絡を取りながら大会に向けて準備を進めていきたいと考えています。また、施設については、トレーニングする場所が無く、高校生が外に出てしまうといったことですが、

今後は使用される方に、スポーツ振興課から施設利用のあり方を説明しながら、大会が無事に終るように進めていきたいと考えています。続いて、耐震化事業ですが、先ほど申し上げましたが、現在、着手している施設は、勤労者体育センターになります。戸倉体育館につきましては、来年工事する予定でして、現在、耐震化の実施設計を行っているところです。

【第1学校給食センター】⑬～⑭

【第2学校給食センター】⑮

第1給食センター所長 —資料に基づき説明—

第2給食センター所長 —資料に基づき説明—

委員

第1学校給食センターの管理運営事業の児童のセンター見学などの非常に貴重な体験ができることが中止となったことは残念だと思います。今後、コロナが落ち着き、あるいは終息した場合には再開の予定はあるか。

学校給食費徴収事務事業について、市で一括して徴収を行うことになったことは、とても良いことだと思います。資料の今後の方向性の未納者解消に向け、どう連携していくかが課題ということですが、未納の理由は、経済的理由の他にどのような理由があるか、市で把握したことはありますか。

第1給食センター所長

センター見学につきましては、今年度は募集を行っていますが、センター見学とセットの試食が、現在、センターの中では、外部の方がマスクを外して試食ということは難しいことから、試食できないということ、断られるケースがあります。

給食費の未納についてどうやって連携していくかということですが、学校の方が、保護者が集る機会がありますので、その時に、声を掛けたり、学年費を集金していますので、それが年間通じて余った場合には、そちらで精算をする形をとるなど、未納の解消について連携を図っています。

ただ、学校によってはそういったことが難しい場合は、私達が臨戸で回っている状況です。

令和4年度からは、就学援助が満額出ることになりましたので、積極的にこちらの方も声掛けして、カバーするようにしていますので、前年度からの未納対策については、かなり改善しています。

その他の理由としましては、お金はあるのにお払いだけできない方もいます。未納の状況については私ども確認し、個別の対応をしていますのでご理解をお願いします。

第2給食センター所長

第2学校給食センターの施設見学については、今週末、更級小学校の1年生が施設見学をするようになっています。PTAからも話がありましたが、やはり試食ができないということで、今年度は中止して、来年度に見学させていただきたいという話を伺っています。

これからコロナが落ち着けば、この事業の参加も増えてくると思いますので、引き続き続けていきたいと考えています。

委員

学校給食費徴収事務事業について、未納についての対策で、様々なケースがあると思うが、資料に児童手当を活用するという表現があるが、児童手当を支払う前に給食費を差し引いて児童手当を支払うとかということはありませんか。

第1給食センター所長

「児童手当を活用して納入を促す」についてですが、保護者にお支払いす

る前に給食費分を差し引いてお支払いしています。  
 ただし、学校を通じてこの期に支払われる児童手当のうち、いくら部分は給食費に充てても良いということを、一文書をいただいています。  
 要するに、了解を得てやっているということですね。  
 もちろんご理解いただければできないことですので、そこはきちんとやっています。

委員  
 第1給食センター所長

会長（意見）  
 私の方から二点お願いします。  
 この書式について、給食センターが第1・第2とありますが、中止の案件や他の案件の項目がずれていますので、実績の書き方を整えられるようでしたら整えられた方が良くと思います。  
 もう一つは、残菜量のところですが、前年の平均で、コロナの影響を受けたということはもちろんわかりますが、こうしたときは通常ですと5年平均や10年平均で安定した値に対して、今年度どうかという指標を使うことが多いかと思しますので、前年度というところが、5年平均、10年平均をお使いになるかどうかご検討いただきたい。

第1給食センター所長  
 ご指摘のとおり直させていただきます。

## (2) その他

委員  
 現在進行中の千曲市の教育振興基本計画（千曲っ子教育ビジョン）ですが、これは5年計画で来年度まで続きますが、この基本計画のベースになっているのは、市の第二次総合計画がベースになっていて、そこから具体的な政策について、この教育に関する振興基本計画となっています。そこで上位計画である市の基本政策の計画の第二次が終わりまして、第三次が今年度からスタートしている。この第二次総合計画と第三次総合計画の間に違いがあるわけです。この教育関係についても。第三次総合計画に基づく、この教育振興基本計画を新たに作る必要があるという認識なのか。あるいはないのか。また、第三次総合計画は5年間ですが、その中で教育に関する部分が、かなり詳細に亘って計画が作られていますから、その総合計画の中の第2章を持って基本計画とするという認識に立たれるのかお聞かせいただきたい。

教育部長  
 教育振興基本計画を今後どうしていくのかというお尋ねですが、教育振興基本計画は、教育基本法の中での地方公共団体の努力義務という形になっていまして、そういう視点から県内各市におきましても、教育大綱のみを策定して、それを教育振興計画に置き換えているですとか、また、総合計画を持って大綱としてしまう、いわゆる教育振興計画としてしまうような自治体もあります。  
 これまでの経過からいきますと、第二次総合計画は西暦2017年度にスタートし、教育振興基本計画、千曲っ子教育ビジョンについては、2年後の2019年からスタートして、今回、新しくなった総合計画は、第二次総合計画を継承して、そこへ新たなものを加えているというものが、第三次総合計画というふうに認識しています。  
 教育振興基本計画を、今後、策定するのかしないのかということですが、新たな教育振興計画につきましても、策定していきたいと考えています。ただ、現在、市長部局の方で、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく教育大綱を見直すといった動きがあり、それを総合政策課でやっています。教育行政の一番の羅針盤の頭にあります教育大綱をしっかりとどのように、市長部局と調整しますが、それがはっきりしましたところで、第三次の計画を教育振興計画に置き換えていくと、そのよ

うな手法で、現在、考えています。そして、これは教育委員の考えもございまして、実際に市長部局と総合教育会議の中で、しっかりと市長部局と調整しながらやっていくわけですが、いずれにいたしましても、一番の最上位計画は千曲市総合計画、そして、教育関係では教育大綱があって、教育振興計画ということであります。

余談になりますが、現在、国でも、私どもが参酌する教育振興基本計画の策定をしていますし、長野県も来年度スタートの教育振興基本計画を作成しているということですので、そういったことも鑑みながら、この後に説明しますが、教員の働き方改革に伴う部活動の地域移行ですとか、そういったことも新しい総合計画に入ってきています。ただ、今の教育振興計画には入っていませんので、そういったところは、また、新たな部分として加えていくような形で見直しをしていきたいと考えています。そうすると、教育振興基本計画は、新たに作るという認識ですか。

現時点で、教育委員会といたしますと、やはり、市民に対して教育行政がしっかりとどのような形で取り組んでいくのかということをお示ししていくのが、行政だと思いますので、私の考えでいきますと、教育振興基本計画に基づきますスポーツですとか、文化ですとか、生涯学習、みんなぶら下がっているわけですが、そういったものについても、中間年度ですとか、ある程度のところでしっかり見直ししていきたいと考えています。

現行計画は令和5年で終了しますが、その後のことを言っておられるのですか。あるいは、計画が終了しなくても基本計画は、書き換えるという認識ですか。

千曲っ子教育ビジョンは、2019年度スタートになっていますので、来年度で計画期間が終了します。時期的なことからいきますと、教育大綱と一緒に考えてみますと、2024年度にスタートする、2023年度の見直しになるかと思います。

ただ、その段階で教育振興基本計画については、10年スパンで2028年までいきますので、今回の総合計画もそうですが、今までは、基本構想というのが10年ありました。10年では、なかなか社会情勢の見通しがつかないので、基本構想はやめて、シンプルに5ヵ年の基本計画からというようなスタートになりました。

したがって、教育振興計画も、仮に令和6年から始まるとしたら、5年にするのか、総合計画の目標年度に合わせて3年で終わらせてしまうのか、その辺のところは自治体の努力義務ですので、5年にするのか3年にするのかということについては、どちらが良いということは、またその時にこういった審議会もございまして、委員の皆様達と、総合計画と整合させるために見直しの時期はこの期間までという形でお示しできればと考えています。

わかりました。

そのうえで、現在、各学校では学校運営委員会で、その運営委員会の方針が新しく4月からスタートしています。その中で、第二次総合計画にあった表現と、第三次総合計画にはない表現が、この基本計画は第二次に沿っていますので、学校運営委員会の方針上は、第二次の表現を使っている学校が、非常に多い。

具体的に申し上げますと、二点ありますので、是非、注意をして取り扱いを検討していただきたい。

一つは、千曲市家庭教育支援条例の活用の仕方の表現です。この基本計



画にもありますから、親の教育問題が触れられていますけれども。二つ目が、知・徳・体の調和のとれた子どもの育成と。この表現について第三次では、この表現を使っていません。この二点について第二次と第三次の総合計画は、コアな部分で違ってきます。

教育部長

しかし、学校運営委員会は、第二次をベースにして今年度スタートしていますので、この二つの表現が現場では依然として使われている。したがって、ここをどのように調整していくかということを教育委員会として検討していただけないかと思っています。ただいまのご発言、教育委員会全体として、教育委員会定例会の中でもそのようなお話が出ます。

教育総務課長

知・徳・体という表現についても、第三次総合計画策定のときには、議論が相当あったことは承知しています。そしてまた家庭教育支援条例につきましても、昨今のいろいろな事案があって、今、クローズアップされてきています。そういったことも定例会の中でもご指摘を受けていますので、学校現場の方との調整については、教育委員会定例会、私どもは事務局でございますので、教育委員会としての取り組みとして、その辺をどうしていくかということについては、教育長を中心に教育委員会の中で、しっかりとやってまいりたいと考えています。

教育総務課から二点ほどご報告をさせていただきます。

最初に、第1回教育振興委員会におきましてご審議いただいた「千曲市のいじめ問題対策連絡協議会等設置条例」制定について、9月の千曲市議会定例会でお認めをいただきまして、9月22日施行という運びとなりましたので、ご報告をさせていただきます。

第1回の審議会で会長から、いじめの重大事態であるとの判断をどの組織が担うのかを明確にしておくべきではないかというご意見をいただいております。この件につきまして、国や県の「いじめ防止等のための基本的な方針」や、国の「重大事態の調査に関するガイドライン」には、「重大事態が発生した場合には、学校は速やかに学校の設置者に報告する」と明記されています。

また、「不登校の重大事態に関わる調査の指針」では、法（いじめ防止法）に基づきまして、「調査をする、しない」の判断については、学校の設置者、またはその設置する学校が重大事態に該当すると認めるときに、第三者委員会を設置して調査を始めるということが記載されています。

それを持って重大事態に該当するか否かの判断をするのは、学校または学校の設置者であるというような記載がされています。ということは、いじめの状態や状況に応じて、その判断というのは、学校がするのか教育委員会がするのかというはまちまちであるような状況ではあるかというように考えています。

いずれにいたしましても、いじめにつきましては、疑いの段階から教育委員会は学校と情報共有を図り、教育委員会は学校を支援していくという立場、責任を持って対応していく所存でございますので、こういった重大事態が発生した場合、学校が矢面に立たされることが決してないように教育委員会としてしっかりと対応していきたいと考えていますので、ご承知をいただければということで、よろしく願いいたします。

会長（質問）

今のご説明ですと、補足をまたしていただきたい。

重大とは何かということですが、それが抜けている。

要するに、こういう要件を満たしているものは重大であるということ、千

曲市の全ての学校と教育委員会が共有していることが前提で、それが抜けていると、北海道の案件のように隠ぺいして、後で大事になるということが、全国で多々ありますので、私をご提案したのは、重大であるとする要件をどう見える化、今は可視化呼びますけど、見える化していくかということが一番重要な点ですので、そこをおわかりであれば教えていただきたい。

教育総務課長

重大事態というところで「いじめ防止法」で三点ほど明記されているところがありますが、最初に、いじめにより、その学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。

例えば、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合。

二点目、相当な期間、不登校の状況に陥ってしまった場合。

三点目、保護者等から重大事態であるという申し出があった場合。

会長（意見）

今の説明は、重大の側面を言っているだけです。

それが学校によって理解がずれていると、結局、悪意がなくても隠蔽してしまうことになるので、ずっと申し上げているのは、国の法律は私も存じあげていますが、どういうふうに学校側と重大の中身を共有しておくかが非常に重要だと思いますので、その点をまた機会を見て学校側と教育委員会と話し合っていたきたい。

共通理解を文書化しておいていただきたい。

学校側はいろんな案件をご存知ですので、ここまでは許せるけれども、ここからは許せないというのが必ずあると思いますから、その辺り、重大の中身をお願いしたい。

教育総務課長

承知いたしました。

これで条例制定となりましたので、千曲市のいじめ防止の方針とともに、校長会、教頭会等を通じて学校へも情報共有を図っていきたく思いますので、その重大事案の中身の確認、細かいところまでしっかりと学校と確認をしていきたい。

教育総務課長

続きまして、お手元に資料の部活動の地域移行について、報道等で既にご存知であるかと思いますが、今年の6月にスポーツ庁の有識者会議から部活動の地域移行に関する検討会議の提言、また、8月には文化庁の有識者会議より提言が示されました。

千曲市では本年度の4月より、スポーツ団体、文化団体、PTA、校長会、中学校の体育連盟の代表の方々にご参加をいただきまして、中学校部活動の地域移行推進会議を設置しまして、委員の皆様からいただいたご意見や更埴地区部活動、学校顧問の先生方から出された意見、あとは国の提言等を参考としながら、現在の千曲市と坂城町の状況を踏まえまして、お配りしてあります資料の内容を基本として、来年度、令和5年度からの実施に向けて、検討を進めている状況でありますので、報告させていただきます。

－資料に基づき説明－